

第 5 号議案

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

(特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 8 年 4 月分</u> から <u>令和 9 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年 3 月条例第 9 号）	<u>令和 7 年 4 月分</u> から <u>令和 8 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年 3 月条例第 9 号）

<p>第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例(平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、<u>令和8年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。)に限り、<u>令和7年度</u>の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当</p>

<p>に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の230</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の230</u>（市長にあつては<u>100分の230</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の230</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の232.5</u>（市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の232.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続するに当たり、条例を改正する必要があるため。